

＜一般廃棄物＞を参照。

産業廃棄物税

循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てるために課する法定外目的税で、平成14年度に三重県が全国で最初に導入して以降、全国の自治体で導入の動きが広まった。鹿児島県では、九州各県と共同で検討を重ね、各県とほぼ共通の制度内容で平成17年度から導入している。

酸性雨（25ページ参照）

【し】

COD

「Chemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）」の略語で、湖沼や海域における水質汚濁の代表的な指標である。その値は、水中の有機物が酸化剤により化学的に分解されるときに消費される酸素の量で表され、値が大きいほど水が汚れていることになる。

自然環境保全地域

自然的社会的条件から自然環境を保全することが特に必要な重要地域として、自然環境保全法又は県自然環境保全条例に基づいて指定されている地域。具体的には、すぐれた天然林、特異な地形、すぐれた野生生物の生息地などを有する地域がこれに当たる。指定区域内では、木材の伐採などが制限されている。県内では、国の自然環境保全地域として「屋久島原生自然環境保全地域」及び「稲尾岳自然環境保全地域」が、県の自然環境保全地域として「木場岳」及び「万九郎」が指定されている。→原生自然環境保全地域

自然環境保全法

自然環境の適正な保全を目的に、昭和48年に施行された法律。

この法律は、国の方針の策定や保全が必要な地域の指定などとともに、地方公共団体が都道府県自然環境保全地域を条例で定められること等を定めている。→自然環境保全地域

自然公園

自然公園には、自然公園法に基づき国が指定する

国立公園及び国定公園と県立自然公園条例に基づき、県が指定する県立自然公園の3種類がある。自然公園は優れた自然の風景地を保護するとともにその利用の増進を図り、国民の休養及び教化に資することを目的としている。

持続的発展

将来の世代の欲求を損なうことなく、現在の世代の欲求も満足させるような開発（発展）のことでいい、昭和62年に国連環境特別委員会において提唱された概念。従来の資源・エネルギーの大量消費による環境破壊を反省し、環境・資源基盤の保全を図りながら経済発展を遂げることを目指す考え方である。現在の地球環境保全の基本的な理念となっている。

指定希少野生動植物

県内に生息・生育する希少野生動植物のうち特に保護を図る必要があるものとして、「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、知事が指定した動植物。これらの動植物の個体を許可無く捕獲、採取することなどは条例で禁止されている。

自動車リサイクル法

使用されなくなった自動車のリサイクル及び適正処理を推進するために制定された法律。正式名称「使用済自動車の再資源化等に関する法律」自動車所有者には、新車購入時等にシュレッダーダスト、エアバッグのリサイクル等とフロン類の破壊に必要な料金の支払い、自動車製造業者等には、シュレッダーダスト、エアバッグのリサイクルとフロン類の破壊処理が義務づけられており、さらに解体業者や破砕業者などの関連事業者には、都道府県等への登録・許可と使用済自動車の適正な引取り・引渡しなど、一定の行為義務が課せられている。

し尿・ごみ処理

一般廃棄物の処理に関する事業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市町村の自治事務とされている。

近年の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式は、ゴミ排出量の増大や質の多様化をもたらし、さらに、ごみ焼却に伴うダイオキシン類の発生や最終処分場の確保難などごみ処理問題に深刻な影響を及ぼしていることから、資

源循環型社会への転換が求められている。

県では平成18年3月に「鹿児島県廃棄物処理計画」を策定し、市町村における廃棄物の適正な処理体制を確保するため、高度な処理機能を有する焼却施設やリサイクルプラザ等の広域的な整備を進めることとしている。

また、し尿については、公共下水道や合併処理浄化槽等の整備を促進し、適正処理を図るとともに、堆肥化等への再資源化を図る汚泥再生処理センターの整備を促進している。

循環型社会形成推進基本法

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、生産から流通、消費、廃棄に至るまでの物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成することを目的とした法律。平成12年に制定された。

硝酸性窒素

水質汚濁に係る環境基準や水道の水質基準の対象とされている物質で、生活排水、工場排水、化学肥料、家畜ふん尿及び雨水などが主な原因と考えられている。

新エネルギー

石油や石炭などの従来型エネルギーに代わり、今後の利用拡大が見込まれるエネルギーの総称。近年は、地球環境問題への対応の必要性から、環境負荷の小さいクリーンエネルギー（太陽光や風力発電など）に特に注目が集まっている。

【す】

水質汚濁防止法

工場排水の規制や生活排水対策などにより水質の汚濁を防止することを目的とした法律で、昭和46年から施行されている。

⁹⁰Sr（ストロンチウム-90）

ウランなどの核分裂で生成する半減期約29年、ベータ線を出す放射性物質。

【せ】

生物多様性

様々な生物が相互の関係を保ちながら本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態のことで、生態系（生物群集）、種、遺伝子の3つのレベルがある。

生物的防除法

農産物の病虫害防除において、化学合成農薬を使用する代わりに、天敵やウイルス、性フェロモン、不妊虫等を使用した方法のこと。

世界自然遺産

世界自然遺産は、世界遺産条約第2条で「鑑賞上、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有する、特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物の種の生息地、自然の風景地等」と定義され、保護の対象とされるもの。

この条約は、普遍的価値を持つ文化遺産及び自然遺産の保護を国際的な協力、援助のもとに図っていくことを目的に、昭和47年にユネスコ総会で採択された。日本からは屋久島（鹿児島）、白神山地（青森・秋田）、知床（北海道）が自然遺産として登録されている。

積算線量

空間積算線量のことで、通常3か月間の空間放射線の積算量を、mGyで表す。

¹³⁷Cs（セシウム-137）

ウランなどの核分裂で生成する半減期約30年、ベータ線とガンマ線を出す放射性物質。

絶滅のおそれのある種

絶滅のおそれのある野生生物種のこと。絶滅の危機にある動植物のリストであるレッドデータブックでは、絶滅の危機の度合いによって、絶滅、野生絶滅、絶滅危惧、準絶滅危惧と分類している。生息環境の破壊や乱獲などが絶滅の原因であり、現在においては、地球が始まって以来のスピードで生物の絶滅が進んでいるといわれている。

→希少野生動植物

線量率

空間放射線量率のことで、単位時間当たりの空間放射線量をいう。通常1時間あたりの放射線量のnGy/hで表す。